

公 告

書
類
の
送
達
を
受
け
る
者

柴田 成昭

上記（別記を含む）の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明ですので、公示送達するため、地方税法第 20 条の 2 及び市税条例第 12 条の規定により、公告します。

なお、上記の者に送達すべき書類は市税事務所市民税担当に保管していますので、お受け取りください。

令和 8 年 7 月 10 日

神戸市市税事務所長

公 告

書
類
の
送
達
を
受
け
る
者

早瀬 元藏
山下 功
山田 益男
岩河 千代
野崎 トシ子

上記（別記を含む）の者の住所、居所、事務所及び事業所が不明ですので、公示送達するため、地方税法第20条の2及び市税条例第12条の規定により、公告します。

なお、上記の者に送達すべき書類は市税事務所市民税担当に保管していますので、お受け取りください。

令和8年7月10日

神戸市市税事務所長